

荒川河川整備計画有識者会議運営要領

(目的)

第1条 本運営要領は、荒川河川整備計画有識者会議規則（令和元年12月10日付け）（以下「会議規則」という。）第4条に基づき、荒川河川整備計画有識者会議（以下「会議」という。）の会議の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な会議運営に資するものである。

(会議の招集)

第2条 会議は、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の要請を受け、座長が招集する。

(議事録)

第3条 会議の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

(会議の公開について)

第4条 会議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、会議に諮り、非公開とすることができる。

2 座長は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(会議資料等の公表について)

第5条 会議に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、会議に諮り、公表しないものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

第7条 本運営要領は、令和元年12月10日から適用する。